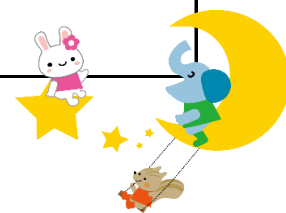


ひとり親家庭のしおり

ひとり親家庭の方々への主な支援制度について説明しております。
詳しくは各制度の担当課にお問い合わせください。

手続きの際は個人番号
カード等マイナンバーが
分かるもの、本人確認書
類を持参ください！

項目	対象者				担当課
	母子家庭	父子家庭	養育者	寡婦	
I. 児童手当	○	○	○		備前市役所 こども家庭課 Tel : (0869-64-1853)
II. 児童扶養手当	○	○	○		
III. ひとり親家庭等医療費 公費負担制度	○	○	○		
IV. 高等職業訓練促進給付金	○	○			
V. 自立支援教育訓練給付金	○	○			
VI. 母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付制度	○	○		○	




主な支援制度


制度名	概要	申請方法等	その他									
I 児 童 手 当	◇児童手当とは？ 中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している人に支給される手当。	◆新規申請 ・他市町村より転入してきた時 ・離婚し児童を養育することになった時 等 【手続きに必要なもの】 ① 個人番号カード等 ② 請求者の保険証 ③ 請求者名義の通帳 ④ 転出連絡票（転入してきた方のみ）	◇申請窓口 ・備前市役所こども家庭課 ・日生総合支所 ・吉永総合支所 ・三石総合支所									
	◆支給額 児童1人当たりの手当月額 <table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上 小学校終了前</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>内第3子以降 15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>特例給付※</td> <td>一律 5,000円</td> </tr> </table> ※児童を養育している人の所得が多い場合、児童の年齢を問わず 特例給付 となります。		3歳未満	15,000円	3歳以上 小学校終了前	10,000円	内第3子以降 15,000円	中学生	10,000円	特例給付※	一律 5,000円	◆同居優先 離婚を前提に別居している時などに、離婚協議中であることがわかる書類を添えて申請されると、手当を受給できる場合があります。
	3歳未満	15,000円										
3歳以上 小学校終了前	10,000円											
	内第3子以降 15,000円											
中学生	10,000円											
特例給付※	一律 5,000円											
◇支給月 原則支給月の10日※に口座振込 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>支給対象月</th> <th>支払通知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>2月～5月分</td> <td rowspan="3">通知を送らない為、通帳記帳にて確認してください。</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>6月～9月分</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>10月～1月分</td> </tr> </tbody> </table> ※支給日が土日祝日の場合、直近の平日 原則、支給開始は申請の翌月分より 15日特例 <出生・転入の時> 出生・転入が月末で、申請が翌月になってしまった場合に出生日・転入日の翌日より15日以内に申請されれば、出生・転入の翌月分より手当が支給されます。	支給月	支給対象月	支払通知	6月	2月～5月分	通知を送らない為、通帳記帳にて確認してください。	10月	6月～9月分	2月	10月～1月分	◇消滅届 離婚された際に、配偶者であった人が児童手当を受給していた場合には、消滅届を配偶者であった人に提出してもらってください。 先に新規申請を提出されていても、消滅が済むまでは認定が出来ません。	◇別居監護 対象児童が寮に入った時など、受給者と児童の住民票が異なる場合には別に手続きが必要となります。
支給月	支給対象月	支払通知										
6月	2月～5月分	通知を送らない為、通帳記帳にて確認してください。										
10月	6月～9月分											
2月	10月～1月分											
		◆現況届 毎年6月に更新! 必要書類等の案内を6月に送付しますので、忘れないように手続きをお願いします。 2年間現況届の提出がなかった場合、時効により資格が消滅します。	他制度と連動して手続きが必要な場合が多いので、出来る限り福祉事務所で手続きをお願いします。									



制度名	概要	申請方法等	その他																																													
II 児 童 扶 養 手 当	<p>◇児童扶養手当とは？ 母子手当・父子手当と呼ばれている制度。父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の、生活の安定と自立の促進に役立てるため手当を支給します。</p> <p>◆対象者</p> <p>① 父母が婚姻を解消した子 ② 父又は母が死亡した子 ③ 父又は母が重度の障害にある子 ④ 父又は母の生死が明らかでない子 ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている子 ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた子 ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている子 ⑧ 母が未婚で出産した子</p> <p>上記に該当する子ども(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間の児童又20歳未満で政令に定める程度の障害のある者)を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監護している母 ・ 監護し、生計を同じくする父 ・ 父母に代わって養育している養育者 	<p>◆新規認定請求</p> <p>申請される人の状況によっては、申請に必要な書類がかわったり、申請されても手当が支給されない場合などがあるので、前もって福祉事務所に相談してください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 ※基本的なもの</p> <p>① 個人番号カード等 ② 請求者・児童の保険証 ③ 請求者名義の通帳 ④ 請求者の年金手帳 ⑤ 請求者と対象児童の戸籍謄本</p> <p>〔離婚している場合は離婚日の記載があるもの〕</p> <p>⑥ 借家の契約書</p> <p>その他に、養育事実の証明等、申請理由によっては民生委員の証明が必要な場合もあります。</p>	<p>◇相談窓口</p> <p>こども家庭課</p> <p>総合支所では申請を受け付けることができません。</p> <p>◆事実婚について</p> <p>ひとり親家庭は、書類上だけではなく現状の実態を踏まえて認定します。そのため離婚届は提出したが、同居している、生活費を受け取っている等という状態(事実婚)では申請を受け付けられません。</p> <p>◇扶養義務者について</p> <p>父母等と同居している場合には、住民票上世帯が別(世帯分離)になっていても、扶養義務者として所得を確認させていただきます。</p>																																													
	<p>◇支給額(月額)</p> <table border="1" data-bbox="187 1123 670 1337"> <tr> <td>全部支給</td> <td>43,070円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>43,060~10,160円</td> </tr> <tr> <td>2子加算</td> <td>10,160~5,090円</td> </tr> <tr> <td>3子以降加算</td> <td>6,090~3,050円</td> </tr> <tr> <td>支給停止</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>全部支給 or 一部支給の額を基礎に、児童の人数によってその金額に加算した合計額が支給されます。所得額が制限限度額以上の時など場合には支給停止となり手当は支給されません。</p> <p>◆所得制限</p> <p>請求者の所得を限度額と比較し手当額が決まります。その上で同居親族の所得が超過した場合は手当が全額支給されません。</p> <table border="1" data-bbox="187 1636 670 1894"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th colspan="2">本人</th> <th rowspan="2">扶養義務者の所得制限限度額</th> </tr> <tr> <th>全部支給の限度</th> <th>一部支給の限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>49</td> <td>192</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87</td> <td>230</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125</td> <td>268</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163</td> <td>306</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>(万円)</p> <p>児童扶養手当を受給している方が対象となる可能性がある制度が3・4ページに載っていますのでご覧ください。</p>	全部支給	43,070円	一部支給	43,060~10,160円	2子加算	10,160~5,090円	3子以降加算	6,090~3,050円	支給停止	0円	扶養人数	本人		扶養義務者の所得制限限度額	全部支給の限度	一部支給の限度	0人	49	192	236	1人	87	230	274	2人	125	268	312	3人	163	306	350	<p>◇住所変更・氏名変更等 諸届</p> <p>市内の転居や、受給者や児童の状況が変わった場合には届出が必要になります。詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。</p> <p>◆資格喪失届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻した場合 (婚姻届を提出していなくても、異性と同居する等、事実婚状態の場合も含む) ・ 児童を監護しなくなった時 等 <p>◇現況届 毎年8月に更新!</p> <p>必要書類等の案内を8月に送付しますので、こども家庭課に来庁して手続きをお願いします。郵送では受付できません。2年間現況届の提出がなかった場合、時効により資格が消滅します。</p> <p>一部支給停止適用除外事由届</p> <p>基本的に児童扶養手当を受給し始めて5年(場合によっては7年)経過している人については、手当額が一部支給停止(半額)となる制度になっています。しかし、一部支給停止適用除外事由届を現況届と併せて提出することで適用除外になる(半額にならない)ため必要書類を添えて提出してください。</p> <p>【添付書類】 ・ 社会保険の保険証 ・ 雇用証明 ・ ハローワーク等の求職証明 等</p> <p>提出が遅れると提出があるまでの間、手当額が半額になってしまいます。</p>	<p>◆養育費について</p> <p>養育費をもらわれている場合、前年(前々年)の養育費の合計金額の80%を所得と見なします。所得制限の判定の際に、前年(前々年)所得に加算した上で審査させていただきます。</p> <p>◇支給月</p> <table border="1" data-bbox="1347 1554 1676 1936"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>支給対象月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>3月・4月分</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>5月・6月分</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>7月・8月分</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>9月・10月分</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>11月・12月分</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>1月・2月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則支給月の11日に口座振込 ※支給日が土・日・祝日の場合、直近の平日振込 ※支給開始は申請の翌月分の手当から</p>	支給月	支給対象月	5月	3月・4月分	7月	5月・6月分	9月	7月・8月分	11月	9月・10月分	1月	11月・12月分	3月
全部支給	43,070円																																															
一部支給	43,060~10,160円																																															
2子加算	10,160~5,090円																																															
3子以降加算	6,090~3,050円																																															
支給停止	0円																																															
扶養人数	本人		扶養義務者の所得制限限度額																																													
	全部支給の限度	一部支給の限度																																														
0人	49	192	236																																													
1人	87	230	274																																													
2人	125	268	312																																													
3人	163	306	350																																													
支給月	支給対象月																																															
5月	3月・4月分																																															
7月	5月・6月分																																															
9月	7月・8月分																																															
11月	9月・10月分																																															
1月	11月・12月分																																															
3月	1月・2月分																																															

制度名	概要	申請方法等	その他														
Ⅲ ひとり親家庭等医療費公費負担制度	◇ひとり親家庭等医療費公費負担とは？ 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭で、親と子が全て所得税非課税の人を対象に、1割負担で医療を受けられる制度です。	◆受給資格証交付申請 【手続きに必要なもの】 ① 請求者・児童の保険証 ② 請求者名義の通帳 ③ 所得がわかるもの（市県民税がわかるもの） ④ 在学証明書（児童が高校に在学している場合）	◇相談窓口 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> こども家庭課 </div> 総合支所では申請を受け付けることができません。														
	◆一部負担金の月額上限額 所得に応じて月額負担の上限が定められています。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来のみ</th> <th>外来と入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+1%※</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>2,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>1,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※医療費総額が80,100を超えた場合 80,100円+(医療費総額-80,100円)×1% 複数の医療機関を受診して、支払った負担金の合計が上記の額を超えた場合、診療の月から概ね3、4ヶ月後に償還給付されます。	所得区分	外来のみ	外来と入院	一定以上所得者	44,400円	80,100円+1%※	一般	12,000円	44,400円	低所得Ⅱ	2,000円	12,000円	低所得Ⅰ	1,000円	6,000円	申請されたその日から対象となるため、お早目に手続きをお願いします。 ◇資格変更届 <ul style="list-style-type: none"> ・保険証が変わった時 ・氏名が変更になった時 ・市内で転居した時 等 保険証・受給資格証を持参して手続きしてください 特に保険証の変更にご注意ください！ 加入保険が変わる時だけではなく、保険証の記号番号が変わった時にも手続きが必要となります。
所得区分	外来のみ	外来と入院															
一定以上所得者	44,400円	80,100円+1%※															
一般	12,000円	44,400円															
低所得Ⅱ	2,000円	12,000円															
低所得Ⅰ	1,000円	6,000円															
◇所得区分 受給者と生計を一にしており、同じ医療保険に加入している人の所得に応じて所得区分が決まります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>生計中心者の課税所得が145万以上の世帯の人</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>生計中心者の課税所得が145万未満で市民税所得割がある世帯の人</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がある世帯の人</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がない世帯の人</td> </tr> </tbody> </table>	一定以上所得者	生計中心者の課税所得が145万以上の世帯の人	一般	生計中心者の課税所得が145万未満で市民税所得割がある世帯の人	低所得Ⅱ	全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がある世帯の人	低所得Ⅰ	全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がない世帯の人	◆受給資格証更新申請書 毎年6月に更新！ 必要書類を持参し手続きしてください。 前年の所得に応じて改めて所得区分を判定し、新しい資格証をお送りいたします。 【手続きに必要なもの】 ① 請求者・児童の保険証 ② 所得・市民税がわかるもの（1月1日に備前市に住所がなかった人） ③ 在学証明書（児童が高校に在学している場合）								
一定以上所得者	生計中心者の課税所得が145万以上の世帯の人																
一般	生計中心者の課税所得が145万未満で市民税所得割がある世帯の人																
低所得Ⅱ	全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がある世帯の人																
低所得Ⅰ	全ての世帯員が市民税所得割がなく、合計所得がない世帯の人																
Ⅳ 高等職業訓練促進給付金	◆高等職業訓練促進給付金とは？ 市内のひとり親家庭等の父又は母が経済的自立に役立つ資格取得のために、半年以上養成機関等で修業する際に、修業期間 4年 を限度に高等職業訓練促進給付金を支給します。	◇促進給付金申請 【必要書類】 ①個人番号カード等 ②通帳 ③母又は父及び児童の戸籍謄本 ④入学在籍証明書 ⑤養成機関のパンフレット等 ⑥市民税納税証明書 ⑦所得証明書（備前市で所得が確認できない場合） ⑧年金証書又は振込通知書（年金を受給している場合に年額がわかるもの） 修業を開始した日以降に申請してください。 申請された月から支給対象となります。	◇事前相談 左記の必要書類以外にも提出を求める事があります。予め申請される前にこども家庭課にご相談ください。														
	◇支給対象者 以下の条件全てに該当する人 ①ひとり親家庭の父又は母 ②児童扶養手当の支給を受けている or 同様の所得水準 ③養成機関において1年以上修業し、対象資格※の取得が見込まれる ④仕事または育児と修業の両立が厳しい ⑤過去に同制度の支給を受けたことがない ※対象資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、美容師、調理師、鍼灸師 等） ◆支給額 市民税の課税の有無で変わります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">非課税世帯</th> <th colspan="2">課税世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><促進給付金></td> <td>100,000円/月</td> <td><促進給付金></td> <td>70,500円/月</td> </tr> <tr> <td><修了支援給付金></td> <td>50,000円</td> <td><修了支援給付金></td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	非課税世帯		課税世帯		<促進給付金>	100,000円/月	<促進給付金>	70,500円/月	<修了支援給付金>	50,000円	<修了支援給付金>	25,000円	◆修了支援給付金 【必要書類】 ①個人番号カード等 ②通帳 ③母又は父及び児童の戸籍謄本 ④養成機関の修了証明書 訓練終了後 30日以内 に申請してください。	◆修学確認&請求書 毎月10日 までに養成機関の証明をもらった上で修学確認書を提出してください。その際に併せて先月分の給付金の請求書も提出してください。 ◇修業状況の確認 高等職業訓練促進給付金を受給している対象者について、年度の前期終業頃に単位修得状況を確認させていただきます。 		
非課税世帯		課税世帯															
<促進給付金>	100,000円/月	<促進給付金>	70,500円/月														
<修了支援給付金>	50,000円	<修了支援給付金>	25,000円														

制度名	概要	申請方法等	その他
V 自立支援教育訓練給付金	◆自立支援教育訓練給付金とは？ 市内のひとり親家庭等の父又は母が経済的自立に役立つ資格取得のために、市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。	◇訓練給付金申請 【必要書類】 ①個人番号カード等 ②通帳 ③母又は父及び児童の戸籍謄本 ④受講講座のパンフレット等 ⑤所得証明書（備前市で所得が確認できない場合） ⑥年金証書又は振込通知書（年金を受給している場合に年額がわかるもの） ⑦講座の修了証明書 ⑧領収書（教育訓練経費）	◇事前相談（指定申請） 対象の講座かどうか事前にご相談ください。受講開始日の10日前までに申請書を提出してください。
	◇支給対象者 Ⅳの①②に該当する人 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない ※対象講座の例（簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、Word文書処理技能検定試験等）		◆支給申請（修了確認） 受講修了後1か月以内に支給の申請をしてください。 
	◆支給額 1万2千円以上の受講費用に対して6割（上限20万円）		

VI 母寡婦及び福祉父子並び付制度	◇福祉資金貸付制度とは？ 母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、その経済的自立や児童の福祉を図るために、修学資金や就学支度資金などの各種資金の貸付けを行います。貸付期間、据置期間を経た後、償還していただきます。	◆申請の流れ  必ず事前に相談してください。 申請されても却下になってしまう場合があります。 また、申請されてすぐに貸付されるわけではなく、貸付（振込）までに約1、2か月かかります。	◇実施機関 岡山県 申請等の受付窓口は子育て家庭課になります。
	◆貸付対象者 ・20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母 ・ひとり親家庭の父又は母が扶養している児童 ・配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者		◆連帯保証人 申請に際し、下記条件の連帯保証人が必要になります。 （弁済能力を有し、真に誠意ある者であること 県内に居住している者）
	◇貸付金の種類 ・修学に必要な資金 ・学校への入学に際し必要な資金 ・知識技能を取得するのに必要な資金 その他様々な貸付資金があります。		◇違約金 償還期限までに入金がされなかった場合、延滞元金額について年3%の違約金が発生しますのでご注意ください。

その他、利用できる可能性のある制度

項目	概要	担当課
就学援助	経済的な理由により、児童生徒が小・中学校で学ぶ際に必要な経費について困っており、援助を希望する保護者の人に対し、経費の一部を援助する制度です。例）学用品費、学校給食費 など	備前市教育委員会 教育プロジェクト推進課 Tel：(0869-64-1802)
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当を受給している人及びその世帯員が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を提出すると3割引で購入できます。※通勤のみ。児童扶養手当が全額支給停止の人は対象外	備前市役所 こども家庭課 Tel：(0869-64-1853)

困った時の相談窓口

母子・父子自立支援員	備前市役所 こども家庭課 Tel：(0869-64-1853)	岡山県ひとり親家庭 支援センター	岡山市中区古京町一丁目1-17 岡山県備前県民局古京庁舎3F Tel：(086-201-7260)
------------	---------------------------------------	---------------------	---

令和4年7月1日発行